

---

## はじめに

---

人権とは、人が人として尊重され、自由に幸福な生活をしていくために欠かせない大切な権利です。人類は、長い歴史の中で、人権の確立を目指すとともに、個人の尊厳が大切にされる社会の実現に努めてきました。しかし、我が国には、差別や偏見などの様々な人権問題が今なお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化などに伴い、インターネットによる人権侵害などの新たな課題も生じています。



昭和23年（1948年）、国連総会における「世界人権宣言」の採択以来、人権尊重を柱とした国際社会の実現が図られる中で、我が国でも人権問題の解決に向けた取り組みが行われてきました。平成12年（2000年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育と啓発に関する各種施策を策定、実施することが、国と地方公共団体の責務とされました。

このような情勢の中、本市では「渋川市総合計画」などに基づき、各種人権教育・啓発事業を推進してきましたが、この度、より一層の人権意識の向上と平和な社会の実現を目指して「渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画」を策定しました。本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただいた渋川市人権教育推進協議会の委員の皆様、並びに、ご意見を寄せられた市民の皆様に、厚く感謝申し上げます。

今後は、本計画を踏まえ、全市民の基本的な人権が尊重され、平和で明るく暮らせるまちづくりを市民の皆様とともに推進していくことで、本市の将来像である「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現を目指してまいります。

平成25年3月

渋川市長 阿久津 貞司